

奈良県告示第三百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
結核病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン検査皮内注射法
ブルセラ病	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査、急速凝集反応法、酵素免疫測定法及び補体結合反応検査
ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適当と認められたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査
アカバネ病	発生予防	牛で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
アイノウイルス感染症	発生予防	牛で発生予防上適当と認められたもの	臨床検査及び中和試験
チュウザン病	発生予防	牛で発生予防上適当と	臨床検査及び中和試験

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性	ニューカッスル病	豚流行性下痢	豚繁殖・呼吸障害症候群	オースキー病	豚コレラ	馬伝染性貧血	牛流行熱	イバラキ病	
発生予察	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予察	発生予防	発生予察	発生予察	
鶏で発生予察上適当と認められたもの	鶏で発生予防上適当と認められたもの	豚で発生予防上適当と認められたもの	豚で発生予防上適当と認められたもの	豚及び飼育されている猪で発生予防上適当と認められたもの	豚で発生予察上適当と認められたもの	馬（生後百八十日未満のものを除く。）	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	認められたもの
臨床検査、酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応法及びウイルス分離検査	臨床検査及び赤血球凝集阻止反応法	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び酵素免疫測定法	臨床検査、ラテックス凝集反応検査及び中和試験	臨床検査、酵素免疫測定法及び中和試験	臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	

鳥インフルエ ンザ	ひな白痢	腐蛆病	伝達性海綿状 脳症(牛)	伝達性海綿状 脳症(めん羊 及び山羊)
発生予防	発生予防	発生予防	発生状況及 び動向把握	発生状況及 び動向把握
種鶏で発生予防上適当 と認められたもの	採蜜に供する蜜蜂で発 生予防上適当と認めた もの	牛で満四十八箇月齢以 上で死亡したもの	めん羊及び山羊で満十 二箇月齢以上で死亡し たもの	
臨床検査及び凝集反応法	肉眼的検査、脱脂乳による 試験及び細菌学的検査	臨床検査及び酵素免疫測定 法	臨床検査、ウエスタンブロ ット法及び免疫組織化学的 検査	

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
結核病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年 三月三十一日まで
ブルセラ病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年 三月三十一日まで
ヨーネ病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年 三月三十一日まで

	アカバネ病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	アインウイルス感染症	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	チュウザン病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	イバラキ病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	牛流行熱	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	馬伝染性貧血	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	豚コレラ	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	オースキー病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	豚繁殖・呼吸障害症候群	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	豚流行性下痢	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

ニューカッスル病	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	ひな白痢	腐蛆病	伝達性海綿状脳症（牛）	伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）
県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。